

令和8年 6月 1日

渥美病院 訪問リハビリテーション

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション
事業所の名称	渥美病院
事業所の所在地	愛知県田原市神戸町赤石1番地1
管理者氏名	吉田 昌弘
電話番号	0531-22-2131
FAX番号	0531-22-0284
指定年月日	平成12年10月 1日
事業所番号	愛知県2317100010号

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する渥美病院が行う指定訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」とする。）及び指定介護予防訪問リハビリの事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医が指定訪問リハビリおよび指定介護予防訪問リハビリの必要を認めた者に対し、理学療法士等が、適正な指定訪問リハビリおよび指定介護予防訪問リハビリを提供することを目的とする。

運営の方針

1. 訪問リハビリの理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
4. 事業の実施にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

訪問リハビリに勤務する職種、職員数及び勤務の内容は次のとおりです。

(1) 管理者 1名

管理者は、訪問リハビリの従業者の管理及び指定訪問リハビリおよび指定介護予防訪問リハビリの利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

(2) 医師 1名以上

理学療法士 4名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚士 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリ計画書及び訪問リハビリ報告書を作成し、指定訪問リハビリまたは指定介護予防訪問リハビリの提供にあたります。

4. 営業日及び営業時間

訪問リハビリの営業日及び営業時間は、次のとおりです。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までは除きます。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとします。

5. 通常の訪問リハビリの実施地域

通常の訪問リハビリの実施地域は次のとおりです。

田原市、豊橋市南部地域（三弥町、東細谷町、細谷町、西山町、小島町、小松原町、寺沢町、富士見町、東七根町、西七根町、高塚町、伊古部町、東赤沢町、西赤沢町、城下町、杉山町、老津町、大崎町、船渡町、明海町、植田町、大清水町、南大清水町、野依町、若松町、畑ヶ田町、天伯町、高田町、富士見台、野依台、東大清水町）

6. 訪問リハビリの内容及び利用料等

訪問リハビリの内容は次のとおりです。

(1) 身体機能の維持・改善

(2) 日常生活動作訓練

(3) 手段的日常生活動作

(4) 介助方法の指導・助言

(5) 住宅改修の指導・助言

(6) 嚙下訓練・言語訓練

(7) 認知機能訓練

(8) その他相談、援助

訪問リハビリおよび介護予防訪問リハビリを提供した場合の利用料の金額は次のとおりです。

(1) 基本利用料

訪問リハビリサービス

自己負担額は単位数×10.17円でそれぞれの介護保険負担割合証の利用者負担割合に応じます

①	基本料金：20分毎に	308単位
②	短期集中リハビリ実施加算 (退院(所)日または要介護認定を受けた日から3月以内)	200単位 (1日につき)
③	認知症短期集中リハビリ実施加算(退院(所)日または訪問開始日から3月以内)	240単位 (1日につき)
④	退院時共同指導加算	600単位 (1回に限る)
⑤	リハビリマネジメント加算(ロ)(医師による説明有)	483単位 (1月につき)
⑥	移行支援加算	17単位 (1日につき)
⑦	サービス提供体制強化加算(I)	6単位 (1回につき)
⑧	訪問リハ処遇改善加算	所定単位数 ×15/1,000 (1月につき)

当事業所はサービス提供体制加算・移行支援加算取得事業所です。

- ※ ①については事業所の医師がリハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合1回につき50単位減算となります。
- ※ ②・③・④については実施された場合に適応させていただきます。
- ※ ⑤については定期的にリハビリ会議を実施し、リハビリ計画を見直し、厚生労働省所管の科学的介護情報システム(LIFE)へ提出しフィードバックを受けた場合に適応させていただきます。また事業所の医師が利用者又はその家族に対し、計画内容を説明します。
- ※ 支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額自己負担となります。
- ※ ⑧について、当施設は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の資質向上および処遇等の改善を実施している施設として届け出ていますので、基準に従い、介護報酬の所定単位数に処遇改善加算として1.5%が加算されます。

介護予防訪問リハビリサービス

自己負担額は単位数×10.17円でそれぞれの介護保険負担割合証の利用者負担割合に応じます

①	基本料金：20分毎に	298単位
②	短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日または要介護認定を受けた日から3月以内)	200単位 (1日につき)
③	退院時共同指導加算	600単位 (1回に限る)
④	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位 (1回につき)
⑤	予防訪問リハ処遇改善加算	所定単位数 ×15/1,000 (1月につき)

当事業所はサービス提供体制加算取得事業所です。

- ※ ①については事業所の医師がリハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合1回につき50単位減算となります。
- ※ ①については利用開始月から12月を超える利用の場合1回につき30単位減算となります。ただし定期的なりハビリ会議を実施し、リハビリ計画を見直し、厚生労働省所管の科学的介護情報システム(LIFE)へ提出しフィードバックを受けた場合には減算の適応外となります。
- ※ ②・③については実施された場合に適応させていただきます。
- ※ 支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額自己負担となります。
- ※ ⑤について、当施設は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の資質向上および処遇等の改善を実施している施設として届け出ていますので、基準に従い、介護報酬の所定単位数に処遇改善加算として1.5%が加算されます。

(2) 交通費

通常の実施地域外に訪問した場合の交通費は、実費を負担していただきます。

なお、自動車で訪問した場合の交通費は次のとおりです。

- ① 通常の実施地域を超えた地点から、片道10km未満 200円
- ② 通常の実施地域を超えた地点から、片道10km以上20km未満 400円
- ③ 通常の実施地域を超えた地点から、片道20km以上 600円

7. サービスキャンセル時の対応

- (1) 利用者及び利用者のご家族の都合でサービスをキャンセルする場合は、出来るだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日連絡のないキャンセルについては、予定の訪問リハビリ料をいただく場合があります。
- (2) サービスの利用をキャンセルする場合は、次の連絡先までご連絡ください。
連絡先 (電話) : 0 5 3 1 - 2 2 - 2 1 3 1
連絡時間 : 平日 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分までとします。

8. 緊急時の対応

訪問リハビリを実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、リハビリ職員等が、速やかに医師、救急隊、緊急連絡先、居宅サービス計画を作成した居宅サービス支援事業所または地域包括支援センターに連絡します。

9. 事故時の対応

- (1) 事業所は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族、東三河広域連合への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

10. 非常災害時の対応

非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るため、業務継続計画を作成し、計画に従い必要な措置を講じます。

事業者は地震・風水害等自然災害発生、または警報・注意報等が発令された場合、サービス提供を中止する場合があります。

11. 秘密保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者及び利用者のご家族に対する介護サービスの提供に際し知り得た秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は従業者が退職後、就業中に業務上知り得た利用者及び利用者のご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者は利用者及び利用者のご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用目的に掲げた個人情報はいずれも用いません。

12. 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講じます。

- (1) 対策委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を置きます。

13. ハラスメントの防止について

適切なサービス提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

14. 感染症対策について

感染症の予防及びまん延の防止のために、次の措置を講じます。

- (1) 対策検討委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 苦情の受付について

訪問リハビリに対する苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

①担当者 近藤 俊貴

担当者が不在の場合、苦情やご相談をお伺いした者が担当者に伝えます。

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時00分

電話番号 0531-22-2131

FAX番号 0531-22-0284

②その他苦情受付機関

田原市福祉部 高齢福祉課 長寿介護係	所在地 : 田原市田原町南番場30番地1 受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時30分 電話番号 : 0531-23-3217 FAX番号 : 0531-23-3545
豊橋市福祉部 長寿介護課	所在地 : 豊橋市今橋町1番地 受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時15分 電話番号 : 0532-51-2359 FAX番号 : 0532-56-3810
東三河広域連合 介護保険課	所在地 : 豊橋市八町通二丁目16番地 受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時15分 電話番号 : 0532-26-8470・8471 FAX番号 : 0532-26-8475
愛知県 国民健康保険 団体連合会	所在地 : 名古屋市東区泉一丁目6番5号 受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時00分 電話番号 : 052-971-4165 FAX番号 : 052-962-8870

16. その他運営にあたっての留意事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。介護保険法に基づく評価は受けていますが、第三者評価については受けていません。